

# 「第3次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」概要板

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨** 本市においては、平成25年度から増加していた市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談が平成28年度から減少している一方で、被害を受けても我慢をしている実態が伺えることや、相談が多様化・複雑化していることから、被害者を早期の相談につなげるとともに、関係機関・団体と連携を強化し、自立支援までのDV対策の一層の充実を図り、DVの根絶に向けて全市一体となって取り組むため、「第3次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定する。
- 2 計画の位置づけ** 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画、「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」の分野別計画
- 3 計画の期間** 2019（平成31）年度から2022（平成34）年度の4年間（「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」と計画終了年度を合わせる。）
- 4 用語の定義** 法律で定義している「配偶者からの暴力」に加え、生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力も対象として含む。

## 第2章 DVを取り巻く現状と課題

- 1 社会の動向等**
  - ・DV被害者の多くは女性で、暴力の原因として「夫が妻に暴力を振るうのは仕方がない」という社会通念などが関係しており、国の基本計画において、女性に対する暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題としている。
  - ・これまでに結婚したことのある者のうち、配偶者からのDVの被害経験があった者の割合は26.1%（H29年）
  - ・検挙した配偶者間における暴力の被害者の多くは女性で91.0%（6,427件）（H29年）
  - ・被害経験のある者のうち、誰かに相談した者の割合は47.1%で、女性は57.6%、男性は26.9%（H29年）
  - ・全国の配偶者暴力相談支援センターの相談件数は平成26年度から10万件超で推移しているが、平成28年度から減少

- 2 市のDV相談・一時保護等の状況**
  - ・県内の配偶者暴力相談支援センター全体の相談件数は平成25年度以降ほぼ横ばいで推移
  - ・市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は平成25年度から増加していたが、平成28年度から減少  
H27年度829件→H29年度685件
  - ・宇都宮市民の一時保護件数は県全体の約4割 H29年度20件（前年比+9件）
  - ・市警察署管内のDV認知・検挙件数は増加 H29年210件認知（前年比+20件）38件検挙（前年比+13件）

- 3 前計画の評価、課題**
  - 【目標】「過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合（目標値0%に近づける）」は横ばいで推移  
H23年度15.9%→H28年度18.3%
  - 【目標値（成果指標）】①「配偶者や恋人から暴力を受けたときに相談した人の割合（目標値40.0%）」は低下  
H23年度35.2%→H28年度29.2%
  - ②「市配偶者暴力相談支援センターで相談を受け、暴力から逃れて新たな生活を始めたDV被害者の人数（目標値55人）」はH29年度35人

施策の方向	評価 ※ゴシック文字：重点事業	課題
(1) DVの未然防止対策の推進	民生委員・児童委員等への啓発、うつのみやDV根絶強化月間における啓発、デートDV防止出前講座、人権啓発、男女共同参画教育などに取り組み、市民に広く啓発を行うとともに、若年層からの意識啓発を図った。	◎成果指標の進捗状況(①, ②)を踏まえ、課題を次のとおり整理 ①「相談した人の割合」は低下 ⇒被害者自身がDVを正しく理解し、相談機関へ相談する行動につなげるとともに、相談場所の周知を強化することが必要
(2) 相談体制の充実	相談窓口の周知、相談員の専門性の向上に向けた研修、関係機関等との連携を密にした相談への支援などに取り組み、相談体制の充実を図った。	・若年層への意識啓発が重要であり、さらに、子どもの頃からの人権教育や男女共同参画意識の醸成が必要 ・被害者等に接する機会が多い民生委員・児童委員等のDV被害者への対応の理解を深めることが必要
(3) 緊急時における被害者の安全の確保	一時保護施設への同行、保護命令制度の利用における支援などに取り組み、被害者の緊急時の安全を確保した。	・被害者が日常生活で関わる機会のあるところにおける相談窓口の周知が必要
(4) 被害者の自立支援体制の充実	行政手続等における同行支援、被害者情報の厳正な管理、子どもの心のケア、自立支援事業などに取り組み、自立支援の充実を図った。特に、子どもを対象とした事業内容の充実を図り、目標値を大きく上回る達成状況となった。	②「新たな生活を始めたDV被害者の人数」はH29年度35人 ⇒暴力から逃れ、安全に新たな生活を始めるための支援が引き続き必要
(5) 関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進	庁内外のネットワーク組織における課題の共有や連携による相談への支援に取り組み、関係機関等との連携の充実を図った。	・関係機関等との連携による相談への支援が必要 ・一時保護者への同行や助言等が必要 ・早期自立や心身回復を図るため、自立支援の充実を図ることが必要 ・関係機関等と連携し、被害者の様々な問題や悩みへ寄り添って対応することが必要

◎達成状況  
9割以上達成  
重点事業（10事業）に設定した活動指標すべてが目標値に対し

- 4 市民意識調査におけるDVの現状と課題**
  - ・用語として「DV」の認知度は高い（94.5%）。〔栃木県67.8%、内閣府82.1%〕
  - ・「公的機関の相談窓口」に相談した人は約2割
  - ・相談しなかった理由は「自分さえ我慢すればやっていけると思った（45.2%）」
  - ・DV防止には「相談窓口の周知（72.9%）」「学校や大学で、暴力を防止するための教育を行う（43.0%）」が必要  
⇒被害者が日常生活で関わる機会のあるところにおける相談窓口の周知が必要  
⇒若年層に対する啓発を図るため、教育関係者への働きかけが必要

- 5 DV被害者実態調査における被害者の現状と課題**
  - ・夫、元夫から様々な暴力（身体的・精神的・経済的・社会的・性的暴力）を受けながらも、我慢していることや相談窓口が分からないことで相談できずに暴力を長期間に渡って受けており、相談から自立に向けた様々な場面で不安を抱えている。
  - ・約3割が「仕事をしていない」。「ハローワークへの同行支援」を必要としている。
  - ・複数の行政窓口で何回も同じ話をしなければいけないなどの精神的な負担を感じている。
  - ・被害者の子どもの8割以上が「心理的・身体的暴力」を受けている。
  - ・「将来」「加害者に見つかること」「自分の心身の健康」「生活資金」「子ども」のことなどを不安に思い続けている。  
⇒交際中におけるデートDV防止啓発など、DVに関する教育が必要  
⇒被害者やその子どもと関わる学校関係者、医療関係者等のDV被害者への対応の理解を深めることが必要  
⇒被害者が日常生活で関わる機会のあるところにおける相談窓口の周知が必要  
⇒就職活動に必要な情報提供やハローワークへの同行支援が必要  
⇒被害者の気持ちに配慮するとともに、スムーズな行政手続の窓口対応が必要  
⇒虐待に関係する機関との連携により、子どもへの心のケアなどの支援が必要  
⇒自立に向け、関係機関、民間支援団体等との連携による継続した様々な支援が必要

- 6 課題の総括**
  - (1) 更なる未然防止対策の推進**
    - ・DVの原因として、暴力が重大な人権侵害であるという意識や男女が互いを尊重し合う意識が希薄であることなどが関係していることから、人権教育や男女共同参画意識の醸成が必要であり、特に、交際が始まる若年層に対する早い時期からのDVについての教育や周知啓発が重要であることから、教育関係者への働きかけが必要
    - ・DVの未然防止、早期発見につなげるため、民生委員・児童委員等のDV被害者への対応の理解を深めるとともに、被害者のより身近なところにおける啓発が必要
  - (2) 相談から自立に向けた切れ目のない支援の取組強化**
    - ・多様化・複雑化する相談への支援が必要であり、特に、暴力を長期間に渡って受けているという実態から、早期の相談につなげるため、被害者が日常生活で関わる機会のあるところにおける相談窓口の周知の強化が必要
    - ・心身回復や就労などによる早期自立に向け、被害者の状況に応じたきめ細かな支援を充実させることが必要
    - ・面前DVの被害を受けた子どもの心のケアを一層強化して取り組むことが必要
  - (3) 関係部署・関係機関等との連携による被害者の支援体制の充実**
    - ・行政手続の窓口において、被害者の気持ちにより一層配慮した対応が必要
    - ・被害者の様々な問題に適切に対応していくためには、被害者の相談・保護から自立に向けて、関係部署や民間支援団体等が一体となって取り組むことが必要であるとともに、取組を効果的に推進するため、子どもの虐待など、同じ人権侵害である虐待に関係する機関との連携が必要

### 第3章 計画の基本的な考え方と基本目標

1 基本的な考え方 基本理念（男女共同参画推進条例第3条(1)に基づく）：男女の個人としての尊厳の尊重

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識のもと、市民と行政が一体となって社会全体にDVについての理解を深めます。
- (2) 被害者を早期の相談につなげ、被害者の安心と安全に配慮し、相談・保護から自立に向けた切れ目のない支援を行います。
- (3) 関係機関、民間支援団体、行政の連携・協力体制を強化し、被害者の相談・保護から自立に至るまで、被害者を孤立させない支援を行います。

2 基本目標

I DVを許さない社会づくり

- 社会全体にDVについての理解浸透
- 人権教育、男女共同参画意識の醸成 ◦若年層からの意識啓発の充実

II 相談から自立に向けた切れ目のない支援体制の充実

- 相談体制の充実 ◦保護体制の充実 ◦自立支援体制の充実

III 関係機関等との連携の充実

- 関係機関・民間支援団体・地域・行政の連携強化

**目標（34年度）**  
「この1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合」を0%に近づける。（H28年度 18.3%）

※第4次男女共同参画行動計画の「基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備」の成果指標  
※国の「第4次男女共同参画行動計画」の「基本的考え方」に基づき設定

3 成果指標（目標値：34年度）

①「配偶者からの暴力について相談できる窓口を知っている市民の割合」を70.0%にする。  
〔参考値 市配偶者暴力相談支援センター認知度 H28年度47.8%（男性：36.6%、女性：56.3%）〕

◆相談や自立支援等を行う市配偶者暴力相談支援センターなどの相談窓口を市民が知っていることがDVについての理解促進やDVを許さない社会づくりにつながる。

②「この1年間に配偶者から暴力を受けたときに相談した女性の割合」を48.0%にする。（現状値 H28年度 34.7%）

◆被害者は相談できずに悩んでいることから、相談窓口の周知や相談体制の充実に取り組み、相談につなげることにより、被害者の自立につながる。

### 第4章 施策の展開

基本目標	施策の方向及び施策	主な事業 ※総事業数32（◎：重点事業12、新規事業3、拡充事業4）	活動指標 ※重点事業に設定 現状値（29年度）、目標値（34年度）
I ない社会づくり DVを許さない	1 DVの未然防止対策の推進 ・DVの防止・理解促進に向けた啓発の充実 ・若年層からの意識啓発の充実 ・人権教育や男女共同参画の意識づくりの充実	【継続】DV防止啓発事業（講座、リーフレット配布、広報紙等による啓発、DV根絶強化月間における啓発） ◎【継続】民生委員・児童委員等へのDVの理解促進（民生委員・児童委員、学校関係者、医療関係者等への啓発） 【新規】地域ボランティアを活用した啓発事業（地域ボランティアによる啓発） ◎【拡充】デートDV防止啓発事業（中学校等における出前講座、啓発パンフレットの全中学校への配付） ◎【新規】大学等における参加型DV防止啓発事業（大学等における参加型出前講座） 【継続】人権・男女共同参画に関する啓発事業（人権擁護委員と連携した啓発、男女共同参画推進月間における啓発）	・民生委員・児童委員等への啓発回数 ◎累計19回→◎累計20回 ・中学校等における出前講座の実施回数 ◎累計47回→◎累計55回
	2 相談体制の充実 ・相談窓口の周知の強化 ・配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	◎【拡充】被害者が日常生活で関わる機会のあるところにおける相談窓口の周知（民間施設等へのステッカー貼付等） ◎【継続】多様な相談への対応（相談支援、相談員の研修、カウンセリング、法律相談）	・新たに設置した周知箇所数 ◎累計11箇所→◎累計50箇所 ・市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数 ◎700件→◎880件
	3 緊急時における被害者の安全の確保 ・一時保護における関係機関との連携 ・保護命令制度の利用	【継続】関係機関との連携による安全確保（警察、とちぎ男女共同参画センターとの連携による安全確保） 【継続】一時保護者への支援（一時保護施設への同行、助言） 【継続】保護命令制度の利用における支援（保護命令制度の教示、裁判所への保護命令に係る書面提出）	・就労支援に関する事業実施数 ◎年24回→◎年24回 ・同行支援した被害者の人数（※関連指標） ◎6人 ◎無し
	4 被害者の自立支援体制の充実 ・被害者の自立に向けた各種情報の提供 ・被害者の自立に向けた各種生活支援の充実 ・被害者の心のケアの充実 ・被害者の子どもへの支援の充実 ・民間支援団体との連携による自立支援事業の充実	◎【拡充】就労準備に向けた支援（就職に向けた助言・相談等、IT講座、民間企業やハローワークとの連携による就労支援） ◎【継続】行政手続等における助言・同行支援（法的手続の助言・支援、関係部署との連携による同行支援） ◎【継続】関係部署との連携による被害者情報の厳正な管理（住民基本台帳事務における支援措置、マイナンバー制度の運用における情報漏えい防止） 【継続】心と体の健康回復に向けた支援（講座、カウンセリング、地域保健活動における健康支援） ◎【拡充】子どもの心のケア・発達支援（心身回復に向けた支援、面前DVなどの児童虐待に係る相談支援、発達支援） ◎【継続】民間支援団体との連携による自立支援事業（自立に向けた各種講座や相談会）	・DV被害等を理由として、住民基本台帳事務における支援措置を実施し、情報を守った件数（※関連指標） ◎306件 ◎無し ・自立支援事業の子どもの参加者数 ◎累計延べ341人→◎累計延べ350人 ・自立支援事業の参加者数 ◎累計延べ1,108人→◎累計延べ1,150人
III 関係機関等との連携の充実	5 関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進 ・関係部署・関係機関等との連携強化 ・他市町との連携	【新規】「（仮称）パープルリボン窓口カード」の作成（カードを作成、活用した関係職員の対応の徹底） ◎【継続】関係部署との情報共有・連携（「DV防止庁内連絡調整会議」の開催） ◎【継続】関係機関等との情報共有・連携（「DV対策関係機関ネットワーク会議」、「虐待・DV対策連携会議」の開催） 【継続】他市町との情報共有・連携（他市町との連携による円滑な保護手続、自立支援等）	・庁内の関係部署・関係機関等と連携して対応した相談事案の件数 ◎439件→◎550件

（※）関連指標：同行支援や住民基本台帳事務における支援措置は、被害者自身の考え方により支援を受ける・受けないの選択の差が大きいため目標値は設定せず、数値の状況把握を行う。

### 第5章 計画を推進するために

- ①庁内関係部署、関係機関、他市町、民間団体、地域との連携・協働
- ②「男女共同参画の推進に関する年次報告書」において計画の進捗状況を報告、公表により進行管理
- ③国や県の動向への留意と調査研究・情報収集